

一般財団法人 世界遺産白川郷合掌造り保存財団

平成 25 年度事業実績に関する書類

(平成 25 年 4 月 1 日から 26 年 3 月 31 日まで)

I 事業概要

事業は当財団の設立目的に基づき世界遺産集落とそれらを取り巻く地域の保全を中心とした事業を展開し、わが国の文化の向上と地域の振興発展に寄与する。

今年度一般財団法人として新たにスタートした。特に大きな問題もなく一年が経過したが、特例民法法人であった頃の税的優遇がなくなり、一般企業と同様に自主財源を確保しなければならないことを、決算および公益目的支出計画実施報告書の作成に際し再認識した。

平成 25 年度は保存事業として例年同様に修理および修景助成等を行ったが、当初自治保存会育成事業として姉妹世界遺産集落として締結した韓国河回里からの招聘が、昨今の日韓関係が要因となったのか実現には至らず、事業は中止となった。

受託事業では、せせらぎ公園駐車場の利用台数が普通車 110,844 台（前年比 20%増）、大型車（バス）18,344 台（前年比 12%増）と普通車は営業開始から最高となる入込になり、大型車も順調に増加している。普通車利用台数が、平成 20 年の東海北陸自動車道全線開通時以来の 10 万台を越し、世相の安定と、集落内への観光車両乗入れ自主規制取組の成果および民間駐車場の減少を実感した。

II 事業実績

■ 世界遺産合掌造り集落整備事業

1. 修理事業

ア 差し茅助成

数十年に 1 回の全面葺き替えのほかに、茅の風化によって腐食した部分的なくぼみや漏水個所を補修するため、痛んだ部分に補修用の茅を差す作業。屋根葺と違い、足場を設置せず、非常に危険なので、最近では、熟練者に依頼する所有者が多い。本年度の差し茅は修理棟数が 9 棟と平年並みであった。

イ 伝建物修理費助成

伝建物の維持に当たって、国庫補助事業であっても個人負担が過大であるため、非営業者に対してその一部および茅屋根部分における修理（営・非営業者）に財団が助成する。本年度は、主屋 1 棟の屋根葺替および合掌材等の修理 3 棟に助成を行った。

ウ 棟茅葺替助成

合掌造りの最上部(棟)に置く茅は横置きのため、雨水が浸透し、腐食しやすい。そのため、毎年その横置きの棟茅を葺き替える必要があるが、この作業は、国庫補助対象外となっている。遺産地区には 109 棟の伝統的建造物に特定された合掌造りが存在し、毎年全棟分の必要経費に対する補助金が必要となる。当財団では、今後も合掌集落の良好な景観を保全していくために早急な修理が必要であると考え、その修理に対する助成を行う。

今年度は補助対象 108 棟の伝統的建造物の内、81 棟と全体の 7 割以上の家が施工している。今後も全棟施工をめざして普及活動を促進する

エ トタン屋根葺替助成

伝統的建造物に特定された建造物においても、主屋がトタン屋根のものや主屋は茅葺だが落屋がトタン葺のもの等トタンで葺かれた屋根は多い。これらトタン屋根の色を茅屋根の色彩に調和したものにすることで伝統的建造物の価値の維持を図る。今年度は 1 棟の助成を行った。

2. 修景事業

ア 修景協力費助成

住民の現状変更行為に対して付された許可条件にかかる上乗せ経費の負担を一部助成する。また、集落内に存在する 440 棟の建物のうち、合掌造りは 4 分の 1 の 114 棟。一般建造物の中には集落の景観に合わない建物も同居している。それらのうち、所有者の了解が得られるものから順に、移転あるいは除却もしくは外観修景を行ない景観の向上を図る。今年度は 16 棟と昨年より増加し、減少傾向にあった増改築が増えている。

イ トタン屋根葺替

集落内には、合掌造り建造物の他に 300 棟あまりのカラートタン屋根の建造物が存在する。伝建物所有者が受ける補助と同等の屋根修理に対する補助を実施して、集落全体の保存コンセンサスの醸成を図る。今年度は 4 棟の助成を行った。

ウ ビニールシート指定色奨励事業（差額補助）

生活関連のあるいは工事など、さまざまな行為に当たって使用されるビニールシートは、ほぼ全部が現在青色である。それらを、使用できなくすることは不可能であるため、景観阻害を和らげられるよう、目立ちにくい茶色シートの販売を奨励することとし、割高部分を財団が助成する。なお、当初財団が、シートの各サイズをすべて買い上げて在庫として保有する計画であったが、小売店の協力が得られることとなり、小売店を通じての販売実績に対しての差額を助成する。今年度は 46 枚の茶色シートが売れ、その差額分の助成を行った。

エ 一般建築物茅屋根補修

遺産地区内には伝統的建造物に特定されていない茅葺屋根をもった建造物が 5 棟あり、その茅屋根の補修についても伝統的建造物と同様に毎年のメンテナンス経費がかかる。

これら 5 棟は伝統的建造物に特定されていないとはいえ遺産地区内における歴史的意義を持つものとしての役割を担っている。よって修景事業において助成を行う。今年度は 1 棟の補修を行った。

オ オダレ助成

オダレとは昔から白川村で使われてきた茅（ススキ）で編みこまれた簾状の雪囲いのことである。現在のように、輸入物の簾やトタン等の流入資材の普及する以前はこのオダレが雪対策を担ってきた。しかし、これら安価な新規資材の流入によりオダレ自体は当然のことオダレを作る技術までも消失しようとしている。また、白川村の降雪期間は 6 ヶ月と非常に長期にわたるため 1 年の半分は大半の建造物が雪囲いに覆われていることになり遺産地区の景観に与える影響は大変大きい。これらの理由から、伝統技術の保存、歴史的景観保全の観点からこのオダレに対する経費の助成を行う。今年度は 18 枚分に助成した。

3. 地域活性化事業

ア 自治保存会活動費助成

遺産地区の保存活動を行っている「白川郷荻町集落の自然環境を守る会」に対し年間の活動費に対する助成を行う。25年度は例年通りの毎月の定例会の開催、機関紙「ねそ」の発行、休耕地の耕作に加え、遠方への研修・総会への参加、民間有料駐車場問題にかかわる様々な取組を行った。

イ 人材育成事業

現在小学校では児童の地域社会に貢献する人材の育成をめざした「ふるさと学習」にあわせ、白川村の伝統文化から学ぶ授業を取り入れている。小学校教育の中で積極的に取り上げられることで次世代の遺産保存のための「人づくり」に繋がると考えられる。財団としてはこの計画に参画し積極的に教育活動を行う。今年度も2年生を対象とした遺産地区内休耕地でのサツマイモづくり体験、景観保全学習につながる教材への助成を行った。

4. 水田復旧事業

復旧農地の維持管理・活用

現在、遺産地区内の水田総面積 11.9 h a（451 筆）の内 2.6 h a（110 筆）22%の水田が耕作放棄地となっている。放棄地が増加している要因は人手不足、高齢化、耕作意欲の欠如等の人的要因と湿田、農機が入らない等の立地的要因が挙げられる。耕作放棄地は放棄地そのものの与える景観的影響は当然であるが、その周囲の水田にも悪影響を及ぼす連鎖的な農地の荒廃化を促している。

事業の目的はこの悪循環を解消するための緊急対策として直接当財団において耕作放棄地の復旧を行うことで農地の荒廃化に歯止めをかけ、地区住民に水田の重要性を深く認識してもらい、農村景観の保全と観光農業振興から地域産業の創出へ寄与することを目的とする。

平成 25 年度は隣接する休耕地が増え、水田 6,310 m²と畑 70 m²の耕作を行った。また、米のブランド化および販売ネットワーク確立のため、「しんがいでい米」として継続的に販売を行っている。

5. 啓発・啓蒙事業

ア 会報発行事業

年一回当財団の事業成果を公開する目的として会報発行事業を行っている。今年度も第 16 号を発行した。内容は「大好きな白川郷と四十年」と題し、白川郷ファンクラブ代表 藤井 薫氏に執筆をいただいたほか、「文化財修理報告」「駐車場の入込み分析」「会計報告」を掲載した。印刷物仕様 A4 カラー8 頁、印刷部数 1,700 部。配布先は白川村民全戸及び関係機関と村外の合掌基金寄附者で、基金寄附者には礼状を添えて約 700 部発送した。

イ 合掌財団ホームページ作成事業

当財団の情報公開を目的として、毎年の情報更新を行う。今年度もホームページの更なる充実を図るため随時内容の見直しと更新を行った。

ウ 白川郷遊歩ガイドの普及促進

財団発行の「白川郷遊歩ガイド」の普及促進を行う。

【25 年度観光協会販売実績】

「白川郷遊歩ガイド」日本語版	468 部
「白川郷遊歩ガイド」英語版	114 部

エ 世界遺産合掌集落保存基金募金箱推進事業

今年度も民宿や土産物店等の観光営業所に合掌基金募金箱を設置させていただき募金箱の推進を行った。今年度の総募金額は 242,065 円であった。この募金箱の金額は遺産地区に訪れた人々の感動と保存活動に対する励ましの気持ちであると言える。この皆様からの志が地域の住民の方々にも伝わるような形で今後も募金箱の推進事業を行いたい。

■ 受託事業

1. せせらぎ公園小呂駐車場・寺尾駐車場管理運営業務受託事業

白川村の公共駐車場である「せせらぎ公園小呂駐車場」の管理運営業務受託事業を行う。

(受託内容)

- ・ 駐車場を公共の利用に供すること及び日常的な管理
- ・ 駐車場の利用料金の徴収及び白川村への納付事務

今年度の利用者数は対前年比で普通車が 20%、大型車が 12%と増加した。

2. 総合案内「であいの館」施設管理運営受託事業

せせらぎ公園駐車場の受託と共に平成 9 年度から総合案内所の施設管理運営を受託事業として行っている。平成 14 年度からは一階の案内事務所に観光協会の本部も設置され、案内業務は全般観光協会が行っている。平成 23 年度には館の西側を増築し、コインロッカーの増設を行い観光客へのサービスを充実させている。

(受託内容)

- ・ 館を公共の利用に供する日常的な管理
- ・ 館の維持、消耗品の補充及び樹木、草花の育成管理
- ・ 館に配備された設備及び備品の維持管理